

保育士就職準備金 Q & A

- Q1 「求職登録」はしましたが、かながわ保育士・保育所支援センターの就労支援を受けなければなりませんか。
- Q1 本貸付事業では、「求職登録」後にかながわ保育士・保育所支援センターによる就労支援のうえで就職の準備に必要な資金を貸付する制度です。求職登録後は、求人情報の提供や就職先の紹介、就職相談会のご案内等、個々の状況に応じたコーディネーターの就職相談を受けることができます。
- Q2 有料職業紹介、派遣事業所を介して勤務先が決まりました。
かながわ保育士・保育所支援センターの「求職登録」はしているので、貸付を申請することはできますか。
- A2 有料職業紹介・派遣事業所を利用して勤務することが決まった方は、かながわ保育士・保育所支援センターの就労支援の対象とならないので、本貸付の対象外となります。
- Q3 かながわ保育士・保育所支援センターの「センター登録」はしていますが、「求職登録」はしていません。申請要件では、「求職登録」とありますが、「センター登録」だけではいけませんか。
- A3 「センター登録」ではなく、「求職登録」が必須となります。
- Q4 かながわ保育士・保育所支援センター「求職登録」の有効期限が過ぎていました。
どうしたらよいですか。
- A4 求職登録には、有効期限があります。求職登録についてご不明な点がございましたら、かながわ保育士・保育所支援センター（TEL045-320-0505）にお問い合わせください。
- Q5 申請書に記入する求職登録日、求職番号がわかりません。どうしたらよいですか。
- A5 かながわ保育士・保育所支援センターにお問い合わせください。
(問い合わせ先については Q4 参照)
- Q6 養成施設を卒業し、半年がたち、転職を考えていますが、対象になりますか。
- A6 養成施設卒業後より 1 年以上経過している方が対象になります。新たに勤務することが決定（内定）した保育所等での就労開始日が養成施設の卒業から 1 年以上経過している日であれば、決定（内定）後、就労開始日の 6 カ月前から申請することができます。

Q7 返還免除要件が、週 20 時間以上保育士の仕事をするとのことですが、パート、アルバイトでも申請は可能ですか。

A7 雇用形態はパート、アルバイトでも構いませんが、週 20 時間以上で 2 年間の継続した勤務が必要です。

Q8 採用先の都合により雇用開始時期が遅れた場合はどうなりますか。

A8 就業予定月内に就業開始した場合は連絡不要です。一月以上従事開始日が遅れる場合は福祉人材センターまでご連絡ください。

Q9 複数の資金（就職準備金貸付事業と保育料一部貸付事業）を重複して申請したいのですが、申請可能ですか。連帯保証人はそれぞれ別の者を立てなければいけませんか。

A9 重複申請は可能ですが、連帯保証人は原則、別の人を立てます。すでに貸付を受けている方は、他の借受者の連帯保証人になることはできず、また、その逆もできません。

Q10 貸付申請時に A 市内の保育所等で従事していましたが、B 市内の保育所等への転職を考えています。B 市内の保育所等での従事期間は、返還免除対象期間になりますか。

A10 転職先の保育所等の所在地は、貸付申請時に従事している保育所等の所在地と同一である必要があります。詳細は下記表でご確認ください。なお、転職には審査があり、申請が必要となりますので、福祉人材センターまでご連絡ください。

貸付申請時に従事している保育所等の所在地	転職先の保育所等の所在地
神奈川県内(横浜市・川崎市・相模原市以外)	神奈川県内(横浜市・川崎市・相模原市以外)
横浜市	横浜市
川崎市	川崎市
相模原市	相模原市

Q11 貸付金の送金が終了し、2 年間の従事をしてはいますが、転職を考えています。転職のために従事できなかった期間がある場合、どうなりますか。

A11 貸付要件の市区町村内(A10 参照)で転職した場合、転職期間が 2 か月以内であれば、引き続き従事しているものとみなします。ただし、転職期間は従事による猶予期間には算入されません。

※転職に 2 か月以上要した場合は原則全額返還となります。

※転職後の従事先や雇用形態が要件を満たさない場合、返還になることもありますので、転職する前にまず福祉人材センターへご連絡ください。

Q12 貸付を受けましたが、2 年未満で退職することになりました。貸付金は全額返還となるのでしょうか。

A12 やむを得ない事情により保育所等に勤務できなくなり、1 年以上（年間 180 日以上、週 20 時間以上勤務）の勤務実績があれば一部免除の申請ができる場合があります。まず福祉人材センターまでご連絡ください。

なお、自己都合による退職は全額返還となります。

Q13 子どもの預け先を探したり、パソコンを買ったりといくつかの用途でお金が必要ですが、その場合は合計額の申請をしてよろしいのでしょうか。

A13 就職に必要であり、本資金の用途目的に合っていれば、合算での申請が可能です。

Q14 連帯保証人の所得制限はありますか。

A14 原則、独立した生計を営むなど安定した収入がある方とさせていただきます。

(前年度の収入および今年度の収入見込みが 150 万円以上の方)

Q15 間違えてマイナンバー入りの住民票を取り寄せてしまったのですが提出できますか。

A15 マイナンバーは提出前にご自身でマスキングなどにより、番号が判明できない状態にしてください。

Q16 就職から 2 年に満たないときに病気や妊娠・出産などで仕事を休まなければならない場合は返還になるのでしょうか。

A16 やむを得ない事情により一時期休職せざるを得ない場合は、その期間を返還猶予とする申請が可能です。申請手続きをし、返還猶予が承認された場合、休職された期間は業務従事期間として算定することはできませんが、復職前と復職後、合わせて 2 年間の従事期間になれば免除申請が可能となります。

(2026.4)